

受付印

保育所等入所申込み取下書

広島市 福祉事務所長

		届出年月日 令和 年 月 日	
届出保護者住所		届出保護者氏名	
広島市	区	大字 町 丁目	番地 番 号
☎ ()		— (子どもの続柄)	
平日の日中に連絡の取りやすい電話番号 ☎ ()		【 父携帯 ・ 母携帯 ・ その他 】	
第一希望として申込みをしていた施設	子どもの氏名及び生年月日		
	(平成・令和 年 月 日生まれ)		
届出の内容			
<p>令和 年 月 日付けで保育所等の入園申込みを取り下げます。 併せて、他区の保育園等を併願しており、他区の希望の取下げはしない場合及び他の保育園等への転園を取り下げる場合を除き、子どものための教育・保育給付認定の解除を申し出ます。</p> <p>※ 他区の保育園等の入園申込みも行っている場合は、それぞれの区で手続が必要となり、この取下書では他区の申込みの取下げはできません。また、他区の保育園等への入園申込みを継続する場合は、入園選考に影響することがあるため、希望を継続する区に、当区の申込みを取り下げた旨をご連絡ください。</p>			
子育てのための施設等利用給付認定について			
<p>子育てのための施設等利用給付認定を受けている方は、以下の1及び2をご確認のうえ、希望する方の□にチェックをしてください。</p> <p>1 子育てのための施設等利用給付認定を受けている方は、認可外保育施設等を利用した場合、後日、償還払いにより給付を受けることができます。</p> <p>2 認定の継続を希望する場合、毎年、現況届の提出が必要となります。また、提出された書類に基づき、在職状況等に関して確認、調査を行う場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 認定の解除を希望します。(認定通知書を返却する必要はありませんが、取下日付けで解除となります。)</p> <p><input type="checkbox"/> 認定の継続を希望します。(年に1回の現況届の提出が必要となります。)</p>			
支給認定証の返却について			
<p>支給認定証の交付を受けている場合には、この届出に支給認定証を添付し、返却してください。認定証を紛失されている場合は、□にチェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 認定証を紛失しました。見つかった場合は、直ちに返却することを誓約します。</p>			